

参考資料

環 保 第 1 3 2 9 号

平 成 2 9 年 6 月 6 日

大阪府環境審議会

会長 石井 実 様

大阪府知事 松井 一郎



大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく  
土壌汚染対策のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

土壤汚染対策法においては、土地の汚染状況を把握するため、一定の契機を捉えて土地の所有者等に調査の実施を義務づけ、調査の結果、土壤汚染が判明した土地は、人の健康に係るリスクのあるなしに応じて区域指定がなされ、リスクに応じた管理を行うこととされています。

大阪府では、大阪府生活環境の保全等に関する条例において、法に定める土地の形質変更が行われる場合に、土地の所有者等へ履歴調査の実施を義務づけるほか、法や条例の適用を受けない自主調査が適切に実施されるよう指針を定め、技術的な指導・助言を行うなど、法と相まって、大阪府の土壤汚染対策を推進してきました。

このほど、土壤汚染対策法が改正され、土地の形質変更の届出に関する規定の整備や、土地の汚染状況を把握する契機の拡大などが行われることとなり、改正法の公布の日である平成 29 年 5 月 19 日から 1 年以内と 2 年以内に分けて施行される予定です。

つきましては、改正された土壤汚染対策法と整合した、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。

# 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について

## 諮問の趣旨

### ○ 背景

- 土壌汚染対策法においては、土地の汚染状況を把握するため、一定の契機を捉えて土地の所有者等に調査の実施を義務づけ、調査の結果、土壌汚染が判明した土地は、人の健康に係るリスクのあるなしに応じて区域指定がなされ、リスクに応じた管理を行うこととされている。
- 大阪府では、大阪府生活環境の保全等に関する条例において、法に定める土地の形質変更が行われる場合に、土地の所有者等に履歴調査の実施を義務づけるほか、法や条例の適用を受けない自主調査が適切に実施されるよう指針を定め、技術的な指導・助言を行うなど、法と相まって、大阪府の土壌汚染対策を推進。
- このほど、土壌汚染対策法が改正され、土地の形質変更の届出に係る規定の整備や、土地の汚染状況を把握する契機の拡大などが行われることとなり、改正法の公布の日である平成29年5月19日から1年以内と2年以内に分けて施行される予定。

### ○ 諮問事項

改正された土壌汚染対策法と整合した、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方

## 検討スケジュール（案）

平成29年  
6月6日 諮問  
11月頃 パブリックコメントを経て第一次答申  
平成30年  
春頃 最終答申

## 府域における土壌汚染対策の施行状況

### （平成27年度に実施した区域指定数）

土地の汚染状況の把握の契機	件数	区域指定数
土地の形質変更の届出	324	要措置区域 0 要届出区域 5
法に規定する有害物質使用施設の廃止	154 (114)	要措置区域 0 要届出区域 21
条例に規定する有害物質使用施設の廃止	10 (18)	要措置区域 0 要届出区域 0
自主調査による区域指定の申請	43	要措置区域 2 要届出区域 40

### （平成28年度末現在の区域指定数）

区域指定の種類	区域指定数
要措置区域	5
形質変更時 要届出区域	3 2 2 〔うち 臨海部 2 2 自然由来 2 4〕
要措置管理区域	0
要届出管理区域	2 8

※かつこ内は調査の猶予件数であり、前年度に廃止された施設に係る件数を含む。

## 大阪府における土壌汚染対策の概要

（①～④は、下記の「土壌汚染対策法の改正概要」の①～④に対応）

	土壌汚染対策法		生活環境保全条例	
土地の汚染状況の把握の契機	3,000㎡以上の土地の形質変更【土地の形質変更の届出①】 ↓ 有害物質の使用等の履歴がある場合、土壌汚染状況調査を実施		3,000㎡以上の土地の形質変更【土地の利用履歴の報告（土壌汚染状況調査を実施している場合はその結果を含む）】	
	水質汚濁防止法に規定する有害物質使用施設の廃止 ↓ 土壌汚染状況調査を実施（②）（工場が操業を続けている等の場合、調査が猶予される。）		条例に規定する有害物質使用施設の廃止等 ↓ 土壌汚染状況調査を実施（工場が操業を続けている等の場合、調査が猶予される。）	
土壌汚染が判明	直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク		直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク	
	あり	なし	あり	なし
区域指定・区域指定の解除	要措置区域 ↓ 汚染の除去等の措置（③（*）） ↓ 区域指定の解除	形質変更時 要届出区域 【形質変更を行う場合、工事毎の事前届出が必要④】 ↓ （汚染の除去等の措置を行う場合（*）） ↓ 区域指定の解除	要措置管理区域 ↓ 汚染の除去等の措置（*） ↓ 区域指定の解除	要届出管理区域 ↓ 【形質変更を行う場合、工事毎の事前届出が必要】 ↓ （汚染の除去等の措置を行う場合（*）） ↓ 区域指定の解除
	自主調査の結果を基に区域指定の申請ができる。		（自主調査等の指針） 法・条例の適用を受けない自主調査や基準不適合土壌の措置に関して指針を定め、指導・助言	

（\*） 区域から土壌を搬出する場合は、汚染土壌処理施設での処理が必要

## 土壌汚染対策法の改正概要

### ① 土地の形質変更の届出・調査に関する規定の整備等

- 土地の形質変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の実施結果を提出することとする。
- その他所要の規定の整備

### ② 土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

- 有害物質を使用する法対象工場が操業を続けている等の理由により土壌汚染状況調査が猶予されている土地で、一定規模以上の形質変更を行う場合は、汚染のおそれがある土壌の拡散が生じないように、あらかじめ届出をさせ、調査を行わせるものとする。

### ③ 要措置区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化

- 要措置区域について、汚染の除去等の措置が適切に計画・実施されるよう、措置内容に関する計画の提出の指示等を行うこととする。

### ④ 形質変更時 要届出区域内におけるリスクに応じた規制の合理化

- 臨海部で健康被害のおそれがない一定の要件の土地の形質変更については、その施行方法等の確認を受けた場合は、工事毎の事前届出に代えて、年一回程度の事後届出とする。
- 自然由来による汚染土壌については、届け出ることにより、汚染土壌処理施設での処理に代えて、同一の地層であって自然由来による汚染がある他の区域への移動も可能とする。

施行期日

- ①：平成29年5月19日（公布の日）から1年以内で政令で定める日
- ②～④：平成29年5月19日（公布の日）から2年以内で政令で定める日

## 検討の内容（案）

- 改正法との整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方
- 改正法や今後制定される政省令を踏まえた、有害物質を使用する法・条例対象工場が操業中で土壌汚染状況調査が猶予されている土地における同調査のあり方
- 改正法や今後制定される政省令を踏まえた、法・条例に基づく指定区域におけるリスク管理のあり方
- その他  
上記のあり方を踏まえた、自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壌の措置のあり方など